

**安全・安心ニュース No.22 (至急報)****大通コミュニティ協議会(総務)防犯  
南区防犯協会大通支部****一律10万円給付関連に限った詐欺を防ぐには  
～ 知っておきたい給付金詐欺 ～**

本年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、全国民に迅速かつ的確な支援方策として、特別定額給付金(仮称)事業が実施されることになり、新潟市においては、5月下旬ころから実施される予定。

この全国民対象の一律10万円の特別定額給付金を口実あるいは名目にした詐欺を防ぐにはどんな点に注意をしたら良いのかを下記に示すこととした。

**記****1 ATMの操作は絶対でない**

市(区)役所や総務省を名乗る者から特別定額給付金(一律10万円)をかたる電話や訪問があっても相手にしない。

特別定期給付金は市町村が窓口となるので、受け取る手続きでATMを操作させることは絶対でない。

そもそもATMは振り込む手続きはできるものの、振り込ませる手続きはできないことを理解すること。

特別定額給付金の受給申請は、世帯主宛の申請書類が市役所から送られて来て、必要事項(振り込み口座等)を記載の上、本人確認書類を添付するだけの手続きである(マイナンバーカードでの電子申請については付記しない)ので、ATMに行く必要はない。

市(区)役所や総務省を名乗る者からATMに行くよう指示を受けたら、それは詐欺と判断すること。

**2 特別定額給付金に限ってはメールはあり得ない**

特別定額給付を受け取ることができるのは、「本年4月27日の基準日に住民基本台帳に記録されている者」で、申請権者は世帯主で、申請書類は世帯主に送られる。したがって、住民票を取り扱う市(区)がわざわざ家族構成を聞くことは必要がない。

公的機関は書面对応であるので、電話やメールで聞くことはないの

で無視するとともに、メールに記載された URL へのクリックや個人情報を入力はしないこと。

また、キャッシュカードについて市（区）や総務省の職員と称する者が受取口座を確認するために預かると言っても、それはあり得ないことなので、絶対に通帳やキャッシュカードを渡さないこと。

### 3 給付金の受け取りに手数料は必要ない

特別定額給付金を受け取るのに手数料は必要ないし、手数料を要求されることもない。市（区）が代行業者に委託することもない。

繰り返しになるが、基本は

- 給付金受取申請書に受取口座を記入し、受取口座確認と本人確認の書類を添付して返送するだけの手続きである（マイナンバーについては付記しない）。
- 市（区）や総務省等をかたった電話やメールで手数料や、手続き代行の話がでたら詐欺。
- 特別定額給付金の申請は郵送とオンライン、受け取りは口座振り込みが原則で、やむを得ない場合のみ市町村窓口での申請、給付になる。

少しでも不安があれば、消費者生活センターのホットライン188ないし警察に相談することが大事、一人で悩みを抱えないことが大切。

一部ヤフーニュースから